

令和7年度 静岡県手話言語施策推進協議会 議事録

1 日 時

令和8年3月17日（火）14:00～15:30

2 場 所

静岡県聴覚障害者情報センター会議室

3 出席者

委員14人中13人出席

4 議事

報告事項1 令和7年度における手話普及への取組状況

報告事項2 東京2025デフリンピック開催に向けた取組状況

協議事項1 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の施行について

協議事項2 令和8年度における手話普及の取組について

協議事項3 東京2025デフリンピック自転車競技開催を契機とした手話の普及促進について

5 議事の経過

（1）事務局から報告事項2件を一括説明した後、質疑応答と意見交換を実施した。
質疑応答及び意見の概要は以下のとおり。

（委 員）県市町職員向け手話入門講座の実践編は受講人数が少ない。基礎編を受講した後でなければ実践編を受講できないなどの条件があるか。

（事務局）条件を明文化しているものではないが、基礎編を受講しないまま実践編を受講するのは気遅れする方が多くいるため、実践編の受講者は少ない。

（委 員）手話サポーター養成講座はとても素晴らしい活動だと思う。手話サポーターのネットワーク化に当たり、手話サポーター同士で情報交換したり手話を学ぶきっかけを作るなど、どのように進めるか決まっているか。

（事務局）県で実施している「手話であいさつを」運動や聴覚障害者協会に委託している親子手話教室への参加を依頼するとともに、聴覚障害者協会が発行している新聞を届けることにより、手話への理解を深めていただき、手話

通訳者など手話に関わり続けてもらいたいと考えている。

(委員) 県市町職員向け手話入門講座について2点伺う。実践編はどのような内容で何回程度実施しているか。また、受講人数が令和6年度から増えている要因は何か。

(事務局) 基礎編は名前や挨拶、数の数え方といった基礎的な内容を大体45分から1時間程度の講座で実施。実践編は、5W1Hなど基礎編より少しだけ実践向きの内容となっている。回数は、賀茂、東部、中部、西部、県庁を会場として概ね各会場1回か2回実施している。

今年度の受講人数が増えた要因については正確に分析できていない。手話入門講座の実施期間中、全庁掲示板に毎日受講生募集の掲示をしていたため、掲示板を見た職員が受講してくれたのではと考えている。

(委員) 3点伺う。1つ目、職員向け手話入門講座があるが、小学校の先生向けの同様の講座はあるか。

2つ目、条例第12条に基づく取組について、子どもの人数、相談件数等を伺いたい。

3つ目、昨年度、人工内耳の補助金が7千万円といった新聞記事を読み、昨年度の本協議会の中で手話の予算も増やしてほしいと要望をした。その結果について伺いたい。

(事務局) 1つ目と3つ目の御質問についてお答えする。1つ目の職員向け手話入門講座については、小学校の先生向けの周知をあまり意識して行ってこなかったため、来年度以降の周知の手立てについて検討する。

3つ目の人工内耳の予算については、設備投資や委託の人件費が計上されているため、非常に高額になっている。手話の予算については、来年度予算で若年層向け手話通訳者養成講座を計上し、出来得る限りの努力をしたことを御理解いただきたい。

(委員) 2つ目の御質問についてお答えする。多様な人材活用学習支援事業等として聴覚特別支援学校教職員を対象とした手話講座等の開催を挙げている。これは、聴覚特別支援学校3校に手話講座の講師を招き、各学校で実施しているものである。それ以外にも、各学校に在籍する、手話を使用する教職員又はろうの教員を講師として、研修を実施していると聞いている。人数については数字を持ち合わせていないため、確認して改めてお伝えする。

(事務局) 人工内耳の手術をして聴覚に頼った教育を行うのと同等の水準で手話教育にも予算を掛けてほしい。手話教育に関する情報がない親は人工内耳を選択する。静岡県では手話教育に関する情報提供が足りない。この話ができるのはこの場しかない。

また、条例第 12 条に相談支援や学習機会の提供について規定されているが、この部分に対する報告が全くない。来年度以降対応をお願いする。

(2) 事務局から協議事項を説明し委員の賛同を得た。質疑応答及び意見の概要は以下のとおり。

(委員) ろう児への手話の普及の停滞が気になる。昨年 6 月に手話施策推進法が施行された。第 6 条に、乳幼児期の子どもたちへの手話の学習機会の提供が規定されているため、静岡県にはこの提供をお願いしたい。ろう学校の乳幼児クラスでは、手話で会話ができない。手話学習の取組が進むよう、力添えをお願いしたい。

(委員) 職場の環境整備は法律に規定はあるが、条例にはないとの説明だった。ただ、条例を見ると事業者に対する情報提供や事業者の役割が規定されている。どういった整理をしたのか教えてほしい。

(事務局) 法律は、主語が国及び地方自治体であるのに対し、条例は事業者が主語であるため、異なる規定として整理をした。

(委員) 県立総合病院の乳幼児聴覚支援センターの動きと県障害福祉課を中心とした取組は連動しているか。

ろう学校に入学する児童の 6 割以上は人工内耳を装用している。ただ、音声言語だけではなく手話言語についても学ぶことを選択できる環境づくりが重要であるため、乳幼児聴覚支援センターと行政がどこまで繋がっているか教えてほしい。

(事務局) 口話を主とするか、手話を主とするかを自由に選択できるのが最も重要と考えている。我々も県立総合病院の会議に出席しているため、選択の自由については改めて伝えていく。

(委員) 音声言語対手話言語のような対立構造ではなく、多様な言語環境を保障することが重要である。

(事務局) 手話施策推進法の施行に伴い、特別支援教育課、こども未来課といった医療・福祉・教育の担当課が今までにないほど話し合いをしている。子どもの教育に当たり、より良い支援をしていきたい気持ちは皆同じであると感じたため、より一層協力していきたい。

(委員) 東海4県のこういった協議会の中で人工内耳の話題が出るのは静岡県のみであり、乳幼児期からの取組が必要といった議論が出るのも静岡県のみ。尊敬の思いで聞いている。どのような環境を作るのが子どもにとって幸せか、もっと議論していきたい。

(委員) 先週、高校の合格発表があった。静岡ろう学校の中等部6人のうち、沼津ろう学校に入学するのはそのうちたった1人で、残りの5人はそれぞれの地元の聴こえる子どもと同じ高校に入学することになった。バラバラになってしまうことにより、学びが進むのか心配している。

そのため、乳幼児期だけではなく高校入学後の聞こえない子どもたちに対する教育も考えてほしい。

(委員) 8月に手話通訳問題研究集会サマーフォーラムがグランシップで開催される。全国持ち回りで1年に1回開催されているもの。デフリンピックを契機に手話に対する理解が進んでいる中、色々な方に興味を持って参加していただきたい。